

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案(閣法第五四号)(衆議院送付)要

旨

本法律案は、今日の首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域における産業及び人口の集中に関する社会経済情勢の変化等にかんがみ、首都圏の既成市街地における工業等の制限及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限を廃止するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、首都圏整備法の既成市街地における工業等の制限に関する規定及び近畿圏整備法の既成都市区域における工場等の制限に関する規定を削除する。

二、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律を廃止する。

三、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律について所要の改正を行う。

四、都市開発資金の貸付けに関する法律について所要の改正を行う。

五、この法律は、公布の日から施行する。